

大分県家畜商法取扱事務要領

第1 趣旨

「家畜商」とは、家畜商法に基づき都道府県知事より免許証の交付を受けるとともに、供託所へ営業保証金を供託し、もって牛、馬、豚、めん羊及び山羊の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営む者である。

家畜商法に基づく都道府県知事の行う免許証の交付等の事務について、家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号。以下「法」という。）及び家畜商法施行令（昭和二十八政令第二百五十二号。以下「令」という。）並びに家畜商法施行規則（昭和三十七年農林水産省令第四号。以下「省令」という。）、家畜商営業保証金規則（昭和三十七年法務省・農林省令第1号。以下「営業保証金規則」）の定めによるものとし、その取扱事務についてこの要領に定めるところによるものとする。

第2 定義

この規則において使用する用語は、法及び令並びに省令、営業保証金規則において使用する用語の例による。

第3 書類等の提出

書類等の経由は、原則、申請者の住所地を管轄する振興局を経由するものとし、振興局が申請に係る必要書類を確認した上で畜産振興課あて進達するものとする。ただし、大分県電子申請サービスにより申請を行う場合はこの限りでない。

第4 申請書の添付書類

1. 家畜商法取扱事務に定める様式については法及び令並びに省令、営業保証金規則の定めによるものとする。
2. 様式第1号から第11号にあっては、省令の定めによるものとする。
3. 省令第一条第二項に定める法第四条各号に該当しないことを誓約する書面については様式第12号により確認するものとする。
4. 法第六条第一項に定める家畜商免許証の再交付を受けようとする場合は、省令に定める様式に、破損した場合にあっては破損した家畜商免許、亡失した場合にあっては様式第13号を添えて申請するものとする。
5. 法第七条第一項に定める家畜商免許証の取消し及び事業の停止を申請するとき又は省令第三条の三第一項に定める法第四条第一号に該当することになったときの届出は、様式第14号により届け出るものとする。

6. 法第四条の二第二項に定める修了証明書を破損し、又は亡失したときは、様式第15号により家畜商講習会修了証明書の再交付を申請するものとする。
7. 法第十条の二第一項又は法第十条の五第一項に定める営業保証金の供託を行ったときは、法第十条の二第二項の規定に基づき様式第16号により届け出るものとする。

第5 家畜商免許の交付事務

1. 法第三条一項の規定により免許を申請する者について、住民基本台帳ネットワークシステムもしくはマイナンバーカードの写し等により本人確認ができたものについてのみ申請を受理するものとし、免許証に旧姓又は通称の併記を希望する場合にあってはその旨省令で定める様式に記載するものとする。
2. 法第三条第一項の規定により家畜商免許の交付を認めるときは、様式第17号により申請者へ家畜商名簿への登録について通知を行うものとし、法第十条の二第一項から第三項の規定に基づく営業保証金の供託の届出の受理後に、家畜商免許証(省令様式第3号(第8条関係)及び省令様式第4号(第8条関係))を送付するものとする。

ただし、営業保証金の供託にあたり、供託所から家畜商免許証の提出を求められた場合にあってはこの限りでない。

第6 家畜商営業保証金の取戻し事務

1. 営業保証金規則第九条第一項による証明書の交付請求にあっては、様式第18号に該当の公告が掲載されている官報の写しを添えて行うこととする。
2. 前項により請求のあったものについては、営業保証金規則第八条第一項第三号又は第二項第四号の申出書の提出がなかったときは様式第19号により通知するものとし、当該申出書の提出があったときは様式第19号にその申出書各1通を添えて通知することとする。

附則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

様式第 1 2 号(第 4 条の 3 関係)

誓 約 書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
ふりがな
氏名又は名称及び代表者の氏名
生年月日

家畜商法第 4 条各号に規定する下記事項のいずれにも該当しないことを誓約する。

記

- 1 心身の故障により家畜の取引業務の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者（精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）。
- 2 禁固刑以上の刑に処せられ、又は家畜商法、家畜伝染病予防法若しくは家畜取引法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けないことが確定した日から二年を経過しない者。
- 3 家畜商法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から 2 年を経過しない者。ただし、家畜商法第 4 条第 1 号に該当するために取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。
- 4 家畜の取引の業務を行なう事業所を 2 以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが家畜商法第 3 条第 2 項第 1 号に該当するものでないもの。
- 5 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従事者を置く者であって、その者の当該業務に従事する家畜商法第 3 条第 2 項第 1 号に該当する者のすべて（当該業務を行なう事業所を 2 以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するもの。

様式第 1 3 号(第 4 条の 4 関係)

家畜商免許証紛失届

年 月 日

大分県知事 殿

登録番号及び登録年月日
住所
ふりがな
氏名又は名称及び代表者の氏名
生年月日

下記の家畜商免許証について、紛失したので届出ます。

記

- 1 紛失した家畜商免許証の種類
- 2 当該家畜商免許証に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名
- 3 紛失事由

備考

記の 1 には、掲示用大型免許（様式第 3 号）又は携帯用小型免許（様式第 4 号）の別を記載する。

様式第14号(第4条の5関係)

家畜商廃業届

年 月 日

大分県知事 殿

登録番号及び登録年月日
住所
ふりがな
氏名又は名称及び代表者の氏名
生年月日

下記の理由により家畜商免許証の返納を行いたいので、関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 返納しようとする家畜商免許証の種別
- 2 廃業事由
- 3 返納する家畜商免許証が家畜の取引の業務に従事する者の携帯用のものである場合は、当該家畜商免許証に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名
- 4 添付書類
 - イ 返納しようとする家畜商免許証
 - ロ (家畜商免許証を紛失した場合) 家畜商免許証紛失届 (別紙様式第2号)
 - ハ (代理人による申請の場合) 本人との関係が確認できる書類
 - ニ (廃業の事由が法第4条第1号に定める欠格要件に該当する場合) 医師の診断書

備考

- 1 記の1には、掲示用大型免許(様式第3号)又は携帯用小型免許(様式第4号)の別を記載する。

様式第15号(第4条の6関係)

家畜商講習会修了証明書再交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

ふりがな

氏名又は名称及び代表者の氏名

生年月日

下記の理由により、家畜商講習会修了証明書の再交付を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 家畜商講習会の修了年月日
- 2 修了者の住所及び氏名
- 3 申請理由および利用目的

備考

汚損により再交付を申請する場合には、汚損した家畜商講習会修了証明書を添付すること。

様式第16号(第4条の7関係)

家畜商営業保証金供託届

年 月 日

大分県知事 殿

登録番号及び登録年月日
住所
ふりがな
氏名又は名称及び代表者の氏名
生年月日

家畜商法第10条の2の規定により営業保証金を供託したので、関係書類を添えて届出ます。

記

1. 添付書類
供託物受入れの記載のある供託書の写し

様式第17号(第5条の2関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

大分県知事

家畜商名簿の登録通知

年 月 日付けで申請のあったことについて、家畜商法第6条及び家畜法施行令第2条の規定に基づき、下記のとおり家畜商名簿に登録しましたので通知します。

家畜商免許証の交付にあたり、家畜商法第10条の2の規定により家畜商営業保証金の供託を行い、別紙家畜商営業保証金供託届に供託書の写しを添付し提出願います。

なお、家畜商法第10条の2の3項の規定により届出をした後でなければその営業を開始できないことを申し添えます。

記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 住所、家畜の取引に係る事業所の所在地、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）並びに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の住所、氏名及び生年月日

様式第18号(第6条の1関係)

家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付請求書

年 月 日

大分県知事

殿

登録番号及び登録年月日

住所

ふりがな

氏名又は名称及び代表者の氏名

生年月日

年 月 日付官報に掲載したことについて、家畜商営業保証金規則第9条の規定により、同規則第8条第1項第3号又は第2項第4号の申出書の提出がなかったことの証明書(当該申出書の提出があったときは、その申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書)の交付を請求します。

備考

- 1 該当の公告が掲載されている官報の写し(表紙および該当部分)を添付すること。

様式第19号(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

大分県知事

家畜商営業保証金規則第9条による証明書

年 月 日付家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付請求書により請求のあったことについて、下記のとおり証明します。

記

- 1 家畜商営業保証金規則第8条第1項第3号又は第2項第4号に係る申出書の提出状況
- 2 (当該申出書の提出があった場合)上記申出書に係る債権の総額

備考

- 1 当該申出書の提出があった場合はその申出書各1通を添えて通知するもの。